

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

る。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告示

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の一部改正(労政訓練課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)(七件)

保安林の指定の解除予定(造林課)(六件)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

◇公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)

告 示

鳥取県告示第七百四十号

木製工場に、「ガラス織維強化プラスチック成形」を「合板製造」に改めることとする。

実技試験の表中	
自動販売機調整	鉄道車両製造
船 舶 一 萬 千 五 百 円	鐵 道 車 両 整 裝 一 萬 五 百 円
自 動 販 売 機 調 整	鐵 道 車 両 製 造

次
自動販
鐵道車両

鳥取県告示第七百三十九号
昭和六十一年三月鳥取県告示第二百五十三号(鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正す

西伯郡会見町鶴田四七四野口能利ほか六人の者が共同(鶴田地区土地改良事業共同施行)して行う土地改良事業に係る鶴田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覽に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年八月十三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
会見町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

会見町が行う土地改良事業に係る会見（才谷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年八月十三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
会見町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十二号

会見町が行う土地改良事業に係る会見（宮谷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

金見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十三号

中山町が行う土地改良事業に係る長野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

溝口町が行う土地改良事業に係る旭（福吉）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十五号

日南町が行う土地改良事業に係る猪子原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十六号

江府町が行う土地改良事業に係る保野（長通し团地）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西尾邑次

昭和六十三年八月十二日

(一)解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字大寺谷五八六の六、字長谷五九四の二〇（次の図に示
部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

指定理由の消滅

解除予定に係る保安林の所在場所

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

居木店（昭和二年正月）の支度金。金子の持合金。

鳥取県告示第七百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字木ノ村奥三五〇の一・三五〇の二・三五二(

以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四一の一・九四一の三・九

四一の五・九四一の七・九四一の二〇・九四一の四八・九四一の四九・九四一の一九〇・九四一の一九一(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字稗谷字峠五〇七・五〇八・五一三・五一五・字梅鳴

五六四・五六五・字淨田七六二・七六三・字峠上七六四の三六・七六四

の四一・七六四の四二（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字木ノ村奥三五〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別	区間	敷地の幅員	
			（メートル）	（メートル）
八坂正蓮寺線	変更前	鳥取市八坂字玉津河原六五一四から同町字柳ノ下二三一まで	八・三〇	一六・〇
	変更後	鳥取市八坂字玉津河原六五一四から同町字柳ノ下二三一まで	八・三〇	三六二・〇
鳥取市国安字宮ノ上二から同市八坂字揚岸四七一まで	一四・八・〇	一六・〇	三六二・〇	二六五・〇

鳥取県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十三年八月十二日から二週間鳥取県土木部道路
 課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 回 次

路線名	区間	供用開始の期日
八坂正蓮寺線	鳥取市国安字富ノ上二から同市八坂字揚岸四七一一直到	昭和六十三年八月十二日

公 告

昭和63年7月29日に実施した昭和63年度砂利採取業務主任者試験に合格
 した者は、次のとおりである。

昭和63年8月12日

鳥取県知事 西 尾 回 次

岸 田 遼 男 後 原 昭 夫 長 石 貞 次